

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係る F A Q

No.	質問	回答
	<b>【申請前】</b>	
Q1	今回のデジタル化・省力化等補助金とはどのような補助金ですか。	中小企業者等が企業の業務の効率化、生産性の向上等を目的として行うデジタル化・省力化を推進していくのに必要な経費の一部を補助する制度です。
Q2	生産性の向上とは何ですか。	生産性向上とは、企業がもつ経営資源（ヒト・モノ・カネ）を有効活用し、少ない投資でより大きな成果を得ることをいいます。
Q3	申請の手引きや申請に必要な書類はどこにありますか。	紙媒体は、本庁4階 商工振興課、各行政センター、各商工団体、JAしまね出雲地区本部及び斐川地区本部に設置しています。 データは、市ウェブサイトにも掲載していますので、「デジタル化・省力化」で検索のうえ、該当ページからダウンロードしてください。
Q4	補助金の申請は誰ができますか。	出雲市内で事業を営んでいる中小企業基本法に定義する中小企業者等またはこれと同等の認められる法人等であって、かつ、以下の4つを <b>すべて</b> 満たす者が対象です。 ①市税の滞納がないこと。②暴力団又は暴力団員でなく、これらと密接な関係を有していないこと。③今後も事業を継続する意思があること。④個人で農業を営む方は、主たる収入が農業収入であること。 ただし、例外がありますので、詳しくは、「手引き」をご確認ください。
Q5	個人で農業を営む方は、「主たる収入が農業であること」とありますが、年金収入や不動産収入がある場合は対象外ですか。	年金収入や不動産収入が農業収入を上回る場合は、対象外となります。
Q6	法人化していない営農組合ですが、対象になりますか。	法人化されていない営農組合（協業経営型、機械共同利用型）も対象となります。また、中山間地域等支払交付金の集落協定組織、多面的機能支払交付金の活動組織も対象となります。ただし、組織の規約等が定められている必要があります。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係るFAQ

No.	質問	回答
Q7	令和4年度に出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金を受けましたが、また申請できますか。	申請はできます。 ただし、デジタル化促進支援事業を申請される場合は、令和4年度出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金の交付の受けた機器と同等な商品が対象とはなりません。また、令和4年度出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金の取組と異なる取組で申請されることが必要です。
Q8	令和5年度に出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進支援事業補助金を受けましたが、デジタル促進支援事業で、また申請できますか。	デジタル化促進支援事業には申請できません。
Q9	令和5年度に出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進支援事業補助金を受けました。省力化・省人化促進支援事業で申請したいです。できますか。	省力化・省人化促進支援事業で申請できます。
Q10	パソコンの購入だけでも対象になりますか。	デジタル化促進支援事業では、単なるパソコンの購入は対象になりません。そもそもパソコンがない場合や、既存のパソコンでは導入するソフトウェアやシステムが稼働しないなど、事業の目的を達成できない場合に限りパソコン購入費を対象とすることができます。 ただし、令和4年度出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金でパソコンを購入されている場合は、前述に該当しても対象にはなりません。 省力化・省人化促進支援事業は、対象となっていません。
Q11	交付決定の前に注文したものは対象になりますか。	交付決定前に注文されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係るFAQ

No.	質問	回答
Q12	業務改善を専門家に相談しようと思います。その費用は対象になりますか。	業務改善を専門家に相談されただけでは、対象とはなりません。 ただし、その相談によって補助対象事業（新たにソフトウェアやシステムを導入）を実施されれば対象（報償費（上限5万円））となります。 なお、実績報告の際、相談内容を記載した書類を提出ください。
Q13	補助金は、前払いしてもらえますか。	補助金の前払いはできません。補助金のお支払いは、実績報告を提出していただき、その内容を確認し、適正に補助事業が行われていたことを確認できた場合に補助金を確定してからお支払いします。
Q14	キャッシュレス決済を導入します。デジタル化促進支援事業、省力化・省人化促進支援事業のどちらを申請したらよいですか。	キャッシュレス決済システムを導入するためには、何かしらのソフトウェアまたはシステムが必要となりますので、「デジタル化促進支援事業」で申請してください。
	<b>【申請】</b>	
Q15	いつから申請ができますか。	令和6年2月20日（火）から受付開始です。
Q16	目標は、どのように設定すればよいですか。	まずは現状を振り返っていただき、作業時間や作業人員等を把握してください。 それを元に補助事業を実施することで、どれだけ事務効率化や生産性向上が図れるかを見込んでご記載ください。
Q17	現在商工団体または島根県農業協同組合に加入していませんが、申請書に添付する経営指導員または営農指導員の意見書は、作成してもらえますか。	商工団体に加入していなくてもご相談は可能です。事業所の所在地を所管する商工団体（合併前の旧市町単位です）にご相談ください。 営農指導員の意見書は、最寄りのJA営農センターにご相談ください。
Q18	市税の滞納のない証明は、どのように入手できますか。	「市税の滞納がない証明」は、出雲市役所本庁舎2階の市民税課または各行政センターで取得することができます。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係るFAQ

No.	質問	回答
Q19	導入するシステムは、消費税込みで20万円を超えますが1社しか取扱いがありません。どうしたらよいですか。	導入する税込み20万円以上のシステム等が1者しか取り扱いがなく、他社で見積書を取得することができない場合は、「一者契約理由書」に必要事項をご記入のうえ（なぜその商品でないといけないのかを明記）、ご提出ください。
Q20	申請してから交付決定まで、どれくらい時間がかかりますか。	申請状況にもよりますが、提出書類がすべて揃った不備がない状態で交付申請書を受理してから2週間程度で市から交付決定通知書を郵送します。
Q21	開業に要する経費について、デジタル化促進支援事業では対象外ですが、省力化・省人化促進支援事業では対象になりますか。	省力化・省人化促進支援事業においても、開業に要する経費については対象外となっています。
	<b>【補助対象経費】</b>	
Q22	(1) デジタル化促進支援事業と(2) 省力化・省人化促進支援事業の両方を補助対象経費とすることができますか。	できません。 いずれか1つを選択して申請してください。
Q23	ホームページの改修は対象になりますか。	ホームページの改修は本補助金の対象外です。
Q24	ECサイトの構築は対象になりますか。	ECサイトの構築は本補助金の対象外です。
Q25	インターネットに接続するための費用は対象になりますか。	単体は対象外です。インターネット環境がない状況で、かつ、事業の目的を達成するために必要不可欠な場合に限りインターネットに接続するための費用は対象になります。
Q26	ネットワーク機器の整備に必要な建物の改修工事も対象になりますか。	建物の改修工事は対象になりません。
Q27	PCを複数台設置することになり、配線工事が必要になりました。	配線工事費は対象となります。
Q28	市内店舗と市外にもある店舗をつないだシステムを作りたいのですが、対象になりますか。	出雲市内に店舗・工場等で補助事業を実施されていれば対象となります。
Q29	インターネットで注文し、送料がかかりますが、補助対象になりますか。	送料は補助対象経費となります。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係るFAQ

No.	質問	回答
Q30	インターネットで注文し、クレジットカードで支払おうと思いますが、補助対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象です。
Q31	現在あるシステムに機能を追加して生産性向上を図りたいのですが、対象になりますか。	従来からあるシステム機能に、新たに異なる機能のシステムを導入される場合は対象となります。
Q32	購入するソフトウェアは、毎月の使用料がかかります。	月額の場合、使用料を毎月支払う場合は、補助対象実施期間中（令和6年12月31日まで）に支払った費用のみが対象となります。 また補助対象実施期間中に年額で支払った場合は最大1年分が対象となります。
Q33	振込手数料は対象になりますか	振込手数料は補助対象経費に含まれません。
Q34	パソコンをリースしようと思います。その費用は対象になりますか。	リース費は、補助対象期間内（令和6年12月31日まで）に支払った経費が対象です（最大1年分）。
Q35	代金を支払うとき、ポイントを使って支払っても良いですか。	ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象経費の対象外となります。 例：100,000（税抜）のうち5,000円をポイントで支払った場合は、補助対象経費は95,000円となります。
Q36	消費税は対象経費に入りますか。	消費税は、補助対象経費に含まれません。
Q37	保守料も対象になりますか。	保守料は、補助対象経費に含まれません。
Q38	すでに購入したものは対象になりますか。	交付決定日前に購入されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。
Q39	営農指導員とはどのような方ですか。どこに問合せたらよいですか。	J Aしまね出雲地区本部・斐川地区本部の営農部の職員ですので、最寄りの営農センターに問い合わせください。
Q40	省力化・省人化促進支援事業で、車両のリースは対象になりますか。	車両は対象外としているため、車両のリース費用は対象にはなりません。
Q41	ネットオークションなどの購入でも対象になりますか。	対象にはなりません。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係る F A Q

No.	質問	回答
	<b>【交付決定後】、【変更】</b>	
Q42	申請したものと異なるパソコンを買おうと思いますが、対象になりますか。	原則として、申請のとおり購入してください。事前に相談してください。申請と異なるパソコンを購入されても補助対象となりますが、補助事業経費の総額が20%以上の減額になる場合は、補助事業等計画変更・中止承認申請書を提出ください。20%未満の場合は、提出は不要です。 なお、補助事業経費が増額になっても交付額の増額はできません。
Q43	申請した後、ソフトウェアを追加で買いましたが、補助金を増やしてもらえますか。	交付決定後の補助金の増額はできません。
Q44	交付決定を受けた後、事業の経費が下がることになりました。どうなりますか。	補助事業経費総額の20%以上の減額であれば、事前に変更承認申請を行う必要がありますので、事業経費が下がることが分かった時点で市までご連絡ください。経費総額の20%未満であれば、変更承認申請は不要です。
Q45	交付決定通知書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか。	交付決定通知書の再交付は行っていません。したがって、交付決定通知書が届きましたら、大切に保管しておいてください。
	<b>【実績報告】</b>	
Q46	実績報告は、どのタイミングですればよいですか。	実績報告は、補助事業が完了したときから30日以内に行ってください。 「補助事業が完了した」とは、補助事業に関する発注、納品、支払等が全て完了することをいいます。 ソフトウェアの使用料を月々お支払いの場合は、納品が早くても補助対象期間（令和6年12月31日）までに支払いが完了した日が完了日となります。
Q47	添付する領収書などは、原本が必要ですか。	原則として領収書は写しで構いません。ただし、内容に疑義がある場合は、原本の提示をお願いすることがあります。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係る F A Q

No.	質問	回答
Q48	クレジットカードで支払った場合に添付する書類を教えてください。	<p>どのような支払方法であっても、経費支出の証拠書類の納品書・請求書・領収書の計3点を提出ください。</p> <p>このうち、領収書がどうしても発行されない場合は、次の書類をもって代替書類と認めます。</p> <p>クレジットカード利用明細請求書(写) + クレジットカード引落口座通帳の該当ページ(写)を提出してください。</p> <p>ただし、この場合、口座からの引き落としをもって「支払いが完了した」とみなしますので、ご注意ください。</p>
Q49	飲食店です。食券販売機を購入してその費用が50万円を超えました。	税抜き50万円以上の備品を購入された場合は、取得財産等管理台帳を記載のうえ、ご提出ください。
Q50	飲食店です。セルフオーダーシステムで端末の購入合計費用が50万円を超えましたが、財産管理台帳の提出は必要ですか。	取得財産等管理台帳のご提出は、1つの物品の単価が税抜きで50万円以上かかった場合に必要です。
Q51	実績報告書を受け付けてもらいました。いつごろ補助金がもらえますか。	約1か月後に指定された口座へ補助金を振り込む予定です。
Q52	補助金確定通知書をお願いしていましたが、なくしてしまいました。再発行してもらえますか。	確定通知書の再発行はいたしません。確定通知書が届きましたら、大切に保管してください。
	<b>【その他】</b>	
Q53	複数の店舗で営業しています。補助金で購入したものは、市外の店舗で使用しても良いですか。	申請された事業所での使用をお願いします。
Q54	この補助金は、課税対象ですか。	法人の場合は法人税、個人場合は所得税の課税対象です。
Q55	補助金額に消費税が含まれますか。	含みません。

## 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業に係るFAQ

No.	質問	回答
Q56	補助金で購入した備品の処分には、手続きが必要ですか。	<p>単価50万円以上の備品及びその他の財産を購入した場合は、財産の処分が一定期間制限されます。</p> <p>一定期間は「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定められております。</p> <p>当該補助金を活用し取得した備品等を処分する場合は事前に市役所までご連絡ください。</p>